

第 731 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 3 月 29 日 (月) 13 時 59 分～14 時 15 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 4 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 神奈川県資源管理方針の変更について (資料 1-1、1-2)
- (2) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量について (資料 2-1、2-2、2-3)
- (3) するめいかに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量について (資料 3-1、3-2、3-3)

2 指示事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について (資料 4)
- (2) 酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止について (資料 5)

3 協議事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について (資料 6)

4 報告事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について (資料 7)
- (2) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示の公報登載について (資料 8)
- (3) まき餌籠の大きさ等の制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 9)

5 その他

- (1) その他

[参考資料]

- ① 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 岩手海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)
- ③ 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 3)

[配付資料]

- ④ 水産神奈川 第 556 号

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勝海、岩崎 幸和、加藤 孝、小菅 君明、
宍倉 昇、福本 憲治、宮川 均
- 学識経験委員 内海 和彦、櫻本 和美、佐藤 光徳、米山 健
- 公益代表委員 小坪 淳子、星野 拓吉
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石井 GL、小川技幹、井塚副技幹、原田主査、馬場主事

議 事

滝口事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は委員 15 名中 13 名の御出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願ひいたします。

議 長
(櫻本会長)

それではただいまから第 731 回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が 3 件、指示事項が 2 件、協議事項が 1 件、報告事項が 3 件、その他が 1 件となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

福本委員、小坪委員よろしいでしょうか。

両 委 員
議 長

了 承

それでは福本委員、小坪委員よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項（1）「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはございますでしょうか。

本件は 4 月 1 日からのくろまぐろとするめいかに対する本県の資源管理方針を変更するというところでございますが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして、諮問事項（2）「くろまぐろに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

本件につきましては本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 馬場主事
議 長

【資料 2-1、2-2 及び 2-3 に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することにしたと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項（３）「するめいかに関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

本件につきましても、本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 馬場主事
議 長

【資料３－１、３－２及び３－３に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することにしたと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定します。

続いて指示事項（１）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について」を議題としますが、本件は協議事項（１）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

宍倉委員

最初にこの場所で始めたときにアマモの育成場所として定めたのですが、最近ではアマモも定着して、ワカメ、アカモクなど色々な海藻の繁殖も多くなっています。

やはり魚の中間育成的な場所で、横浜組合としてもタイやヒラメなどをこの場所に放流しており、そして横浜組合近辺では全ての漁業者がこの中を禁漁区として、網を入れないという形で保護、育成しているので、今までどおりやっていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議 長

非常に有効に機能しているということですが、他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は原案どおり委員会指示を発動することとし、承認基準についても原案どおり制定することによりよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて指示事項（２）「酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

それではこの件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件は原案どおり委員会指示を発動するというところでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定いたします。

続きまして報告事項（１）「太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

それではこの件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

米山委員

この中に太平洋クロマグロの遊漁が委員会指示になるというのがありましたけれども、大体いつごろという情報があれば教えていただきたいと思いません。

事) 上原主事

指示の有効期間としましては、周知期間を考慮して、令和３年６月１日から開始することとなっています。

議長

他にございませんでしょうか。

他にないようですので、この件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それでは了承することといたします。

続きまして報告事項（２）「東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示の公報掲載について」と、（３）「まき餌籠の大きさ等の制限に係る委員会指示の公報掲載について」は、いずれも委員会指示が公報掲載されたという報告ですので、一括して議題とします。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、この件は報告事項ですので了承ということといたします。

本日の議題は以上となりますが、事務局から発言を求められておりますので、説明をお願いいたします。

事) 角田代理

事務局から２点説明いたします。

１点目は、先月の委員会で、海区委員会の全国連合会である全漁調連が行

った国への提案要望に対する国からの回答を報告いたしました。

その際、櫻本会長から、2点御質問をいただきました。水産庁や全漁調連に確認しましたので、報告いたします。

御質問の1つ目は、マサバの資源管理に関する項目で、国からの回答の中に「今後の資源評価について、これまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）などを開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい」という回答がありましたが、会長からは、「改正漁業法の下では、TACは期中改定はしないと聞いているが、この回答の中では期中改定することもあるようにも読めるがどうなのか」という御質問がありました。

国に対しまして、全漁調連の事務局を通じて確認したところ、会長がおっしゃっていたとおり、TACの期中改定は行わないということでございまして、この回答も期中改定を行うことを意味するものではないとのことでした。

2つ目は、マサバに関する項目で、「漁獲管理に伴う減収分の補償を求める要望に対し、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業など様々な補助事業が回答の中に列挙されているが、これで十分と見ているのか」という御質問がございました。

今回はコロナの関係で、全漁調連の要望活動は書面のやり取りのみとなってしまう例年ですと水産庁で意見交換が行われ、漁獲管理の手法や補償の問題はかなりやり取りがある項目ですので、全漁調連の事務局に何かこの回答以外に補足の部分がなかったか確認しましたが、ありませんでした。

ですので、これ以上の国の考えは分からないところですが、マサバだけでなくクロマグロでも同様の要望があり、本県からは補償の法制度化も求めましたが、上手く進んでいないようでございます。

結果的には予算措置、額の強化というところで、ここでは様々な補助メニューが列挙されているだけという状態だと事務局も申ししていました。

補償につきましては今後も継続して要望することになりますので、またそれを協議する段階になりましたら御相談させていただきたいと思っております。

もう1点、本日机上配付した資料の中に、神奈川県の記事発表資料がございます。

これは海区委員会委員の任命に関する記者発表資料でございまして、本年4月から就任いただく次の海区委員につきまして、3月25日に開催された

議 長

県議会で同意が得られ、裏面の名簿のとおり決定したという内容でございます。

説明は以上でございます。

ただいまの説明に対しまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

質問させていただいた私の方からは了解いたしました。

それでは最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは第 15 期の委員会はこれで終了ということになります。

どうもありがとうございました。

以上